

群馬県機械金属工業技術者の被表彰者選定要領

(昭和48年10月24日改定)

(昭和54年12月15日改定)

(平成 3年11月 5日改定)

(平成27年 9月 8日改定)

本要領は、群馬県機械金属工業技術者の表彰についての内規3に定める被表彰者の選定要領とする。

- 1 被推せん者の所属する企業が、県産業振興に寄与しているものであること。
- 2 技術が優秀で、年齢が40歳以上であり、かつ以下の要件を1つ以上満たしている者であること。
 - (1) 工業技術の開発又は生産技術の向上に顕著な貢献をなし、かつ企業合理化に寄与したか。
 - (2) 特許若しくは実用新案等の登録を受けているか、又は出願中のものがあるか。
 - (3) 新技術や新製品を開発するために、開発プロジェクトの主要メンバーとして取り組んだことがあるか。
 - (4) 研究論文又は文献等を通じ、研究成果を発表したことがあるか。
 - (5) 機械器具の高度利用が図られているか。
 - (6) 生産工程又は作業条件に対し、顕著なカイゼンがあったか。
 - (7) 品質管理上の社内規格等を制定し、コストの見直しや量産化等の実現に寄与したか。
 - (8) 他の技術者の模範として、後進の育成に積極的に取り組んでいるか。